

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(令和 5 年 3 月 31 日告示第 53 号)

改正 令和 6 年 3 月 31 日告示第 51 号 令和 7 年 3 月 31 日告示第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強^{じん}靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成 19 年規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(補助金の交付対象)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する市内の住宅に、次に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を関係法令に準拠して導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H 充放電設備
- (7) 集合住宅用充電設備
- (8) 住民の合意形成のための資料

2 補助対象設備の要件は、別表第 1 のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第 3 条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）は、別表第 2 に規定する要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、別表第 3 に定める共通要件及び別表第 4 に定める補助対象設備ごとの要件に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、状を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者（補助対象経費と補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第5に示すものとし、補助金の額は別表第6のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、更に当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムについては、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

(2) 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別に定める期間を経過し、交換し、又は増設する場合

4 補助金は、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

は、この限りでない。

5 補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車については、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）一人につき1回に限り交付する。

6 補助金は、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料については、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事につき1回に限り交付する。

（交付の申請）

第6条 申請者は、補助事業に着手する前に、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、別表第7及び別表第8に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は集合住宅用充電設備の場合は、工事の着手後に提出することができる。

2 前項に規定する補助事業の着手は、補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引渡しとし、その他の場合にあっては補助事業に係る工事等の着手とする。

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、速やかに富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）に別表第9及び別表第10に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者（以下「補助事業実施者」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「受益財産」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第14条 補助事業実施者は、受益財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第9号様式）により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案し、別表第11に定める年数とする。

3 市長は、第1項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1 か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第17条 補助事業実施者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第18条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第4条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付されている補助金に係る交付決定の取消し及び補助金の返還請求については、この

告示の失効にかかわらず、第 15 条及び第 16 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日告示第 51 号）
この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 52 号）
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備の要件

補助対象設備 の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、次の要件を満たすこと。 (1) 国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 (2) 1室（壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。ただし、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認めない。）単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。 (3) リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等の施設を補助の対象とする。 (4) 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。）、300mm×

	200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象とすることができる。 (5) 共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とすることができる。
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次に掲げる要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、使用者の住所と一致すること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次に掲げる要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」で、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されてい

	る四輪のものに限る。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、使用者の住所と一致すること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 (1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、1基当たりの定格出力が50kW以上の急速

	充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。 (4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。 (5) 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
住民の合意形成のための資料	マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

別表第2（第3条関係）

補助対象設備を導入する住宅の要件

設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅 (2) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 (3) 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅 (4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかは問わないものとする。 (2) 次のいずれかに該当すること。

	ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
窓の断熱改修	(1) 窓の断熱改修の工事に着工する日の前日までに建築工事が完了していること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅 ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかは問わないものとする。 (2) 市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。 (3) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。この場合において、V2H充放電設備は、新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかは問わないものとする。
V2H充放電設備	(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備にあっては、新設のものであるか又は既に設置され

	ていたものであるかを、電気自動車等にあつては、新規導入であるか又は既に導入されていたものであるかを問わないものとする。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
集合住宅用充電設備	(1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。 (2) 別表第 6 において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。
住民の合意形成のための資料	マンション管理組合が管理する既存のマンション等であること。

別表第 3（第 4 条関係）

補助対象者の要件（共通要件）

設備の種類	補助金の額
第 2 条第 1 項に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助事業を行う者は、市税を滞納していないこと。 (2) 補助対象設備の設置費等を負担し、補助対象設備等を所有すること。ただし、所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含むも

	のとする。 (3) 助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。ただし、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。 ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。 イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
--	---

別表第4（第4条関係）

補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表11に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。 (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムについては、定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者、又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複してを受けていないこと。

窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合 (1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。 補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合 (1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (2) 補助対象設備を設置するマンション等において、要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。
V2H充放電設備	(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を

	受けていないこと。
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (2) 補助対象設備の設置に当たって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。 (3) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
住民の合意形成のための資料	(1) 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (2) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

別表第5（第5条関係）

補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付工事、配線工事、配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付工事、配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス及び窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓及びガラスの取付費、内窓の取付時に必要な額縁、ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） 網戸、雨戸等の窓附属部材費は、対象経費から除く。 ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費から除く。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費
集合住宅用充	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充

電設備	電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費
住民の合意形成のための資料	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）

別表第 6（第 5 条関係）

補助金の額

設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第 2 「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合 補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額（上限 8 万円）
	補助対象設備を導入する住宅が、別表第 2 「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合 補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額（上限 8 万円） 補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額（上限 8 万円）は改修を行う戸数分を補助金とすることを可能とする。
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV 2 H充放電設備を併設する場合 上限15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
V 2 H充放電設備	補助対象経費に10分の 1 を乗じて得た額（上限25万円）
集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額に 3 分の 1 を乗じて得た額（上限50万円）

充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド)	設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額に3分の1を乗じて得た額（上限50万円）は、設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を補助金とすることを可能とする。
	住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額に3分の2を乗じて得た額（1基当たり上限100万円） 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額に3分の2を乗じて得た額（1基当たり上限100万円）は、設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）を補助金とすることを可能とする。
住民の合意形成のための資料	上限15万円

別表第7（第6条関係）

交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）

設備の種類	交付申請書の添付書類
第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要（別記第1号様式別紙1） (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書、注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者が購入する設備の購入費又は工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） (3) 貸与料金の算定根拠明細書（別記第1号様式別紙2）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (4) 補助事業を行う者の市税の滞納がないことを明らかにする書類 (5) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又

	は履歴事項全部証明書）の写し（補助事業を実施する者が法人である場合に限る。） (6) その他市長が必要と認める書類
--	--

別表第 8（第 6 条関係）

交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し (2) 補助対象設備の設置予定図面 (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し (2) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図） (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (4) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、個人番号カード、資格確認証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限る。） (5) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要）
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し

集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し (2) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図） (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (4) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し (5) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要） (6) 申請者個人の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）（補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要） (7) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し
住民の合意形成のための資料	(1) マンション管理組合の現在の代表者が確定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要） (2) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し

別表第9（第10条関係）

実績報告書の添付書類（共通して必要となるもの）

設備の種類	実績報告書の添付書類
第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要（別記第6号様式別紙） (2) 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）

	(3) 住民票の写し（補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要）（補助対象設備が集合住宅用充電設備である場合は除く。） (4) その他市長が必要と認める書類
--	---

別表第10（第10条関係）

実績報告書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

設備の種類	実績報告書の添付書類
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。） (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱改修」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真） (2) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類 (3) 自動車検査証記録事項の写し (4) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

V 2 H 充放電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「V 2 H 充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し (4) (3)の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し (一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限る。) (5) 別表第6において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真
住民の合意形成のための資料	(1) 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し (2) マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し

別表第11（第14条関係）

財産処分制限期間

設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V 2 H 充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年

